

舞鶴市公告第145号

次のとおり条件付一般競争入札を実施するので、舞鶴市契約規則（昭和39年規則第25号）第3条に基づき公告する。

令和8年7月24日

舞鶴市長 鴨田 秋津

1 業務内容

- | | |
|------------|---|
| (1) 業務名 | 舞鶴市GIGAスクール端末等の売却 |
| (2) 業務の仕様等 | 別紙1「舞鶴市GIGAスクール端末等の売却業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに従う |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和9年1月31日まで |
| (4) 担当課 | 舞鶴市教育振興部学校教育課 |

2 競争入札参加資格

この入札に参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ7に掲げる競争入札参加資格の確認を受けた者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 申請書提出期限日から落札決定までの間において、舞鶴市入札参加停止に関する要領（平成30年告示第34号）に基づく入札参加停止（以下「入札参加停止」という。）の期間中でない者であること（他の行政機関から同様の措置を受けている者を含む）。
- (3) 申請書提出期限日から落札決定までの間において、舞鶴市契約に関する暴力団等排除措置要綱（平成24年告示第171号）に基づく入札参加等除外措置を受けていない者であること（他の行政機関から同様の措置を受けている者を含む）。
- (4) 申請書提出期限日以前6か月から落札決定までの間において、手形交換所で不渡手形若しくは不渡り小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (5) 会社法（平成17年法律第86号）第475条又は第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項又は第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。
- (6) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号。以下、「小型家電リサイクル法」という。）第10条第3項の認定（使用済小型電子機器等の収集を行う区域に、京都府を含んでいるものに限る。）を受けていること。または資源の有効な促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下、「資源有効利用促進法」という。）に基づく製造事業者（資源有効利用促進法に基づく製造事業者でない場合は、Apple Japan 合同会社の正規ディストリビューター）であること。なお、入札参加申込時に認定を受けていることを証する書類等を提出すること。

3 入札スケジュール

① 入札物件の公開	令和8年7月29日（水）から 令和8年8月6日（木）まで
② 質問の受付（電子メール）	令和8年8月7日（金）正午まで
③ 入札参加資格申請書等の提出期限（郵送）	令和8年8月7日（金）
④ 入札参加資格の確認結果の通知 （郵送および電子メール）	令和8年8月17日（月）
⑤ 質問に対する回答（電子メール）	令和8年8月17日（月）
⑥ 入札書の提出（郵送）	令和8年8月26日（水）配達日指定
⑦ 開札日	令和8年8月27日（木）

4 引き渡しまでのスケジュール（予定）

① 契約締結	落札決定後7日以内（土・日・祝は除く）
② 売却代金納入	契約締結後10日以内（土・日・祝は除く）
③ 物件引き渡し	代金の納付があった日から10日以内 （土・日・祝は除く）

5 配布資料及び質問の受付

（1）仕様書及び申請書等の入手方法

競争入札に参加しようとする者は、仕様書、申請書、その他必要書類等を舞鶴市ホームページからダウンロードしてください。

（2）質問の受付

質問は、質問書（別紙2）により提出してください。

ア 受付期限

令和8年8月7日（金）正午まで

イ 受付場所

舞鶴市教育振興部学校教育課

ウ 提出方法

電子メール（Mail: gakkyo@city.maizuru.lg.jp）

ただし、電子メールがない参加者に限り、FAXも可とします。

エ 回答日・方法

令和8年8月17日（月）

競争入札参加資格が「有」と認められた者に電子メールにより送信します。

6 入札物件の公開

- (1) 公開期間 令和8年7月29日(水)～令和8年8月6日(木)
午前9時～午後5時(土・日を除く)
- (2) 公開場所 舞鶴市立旧由良川中学校(京都府舞鶴市字中山90)
物件を確認する場合は、希望日の前日までに舞鶴市学校教育課へ連絡すること(電話 0773 - 66 - 1072)。

7 入札参加申請書等の提出

- (1) 入札参加希望者は、次の書類を提出(1部)してください。

- ① 入札参加資格申請書(別紙3)
- ② 返信用封筒(第一種定型郵便物に住所及び氏名を記入し、110円切手を貼ったもの)
- ③ 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第10条第3項の認定又は、資源の有効な促進に関する法律に基づく製造事業者(製造事業者でない場合はApple Japan合同会社の正規ディストリビューター)の認定を受けていることを証明するもの
- ④ 入札参加申請に係る添付書類(舞鶴市の競争入札参加資格登録済みの場合は提出不要とする。提出書類は以下の一覧のとおり)

【④ 参考_舞鶴市ホームページ】

- ・令和8年度一般競争(指名競争)入札参加資格審査の申請受付について

URL: <https://www.city.maizuru.kyoto.jp/jigyosya/0000014497.html>

【④ 提出区分の凡例】

- ・「○」 必須書類
- ・「▲」 該当する場合に提出

提出書類名	提出区分	備考・注意事項
①営業に関する証明書	▲	営業に必要な許認可登録等に係る証明書
②納税証明書(市町村税)	○	・市町村税の滞納のない旨の証明書。発行日が令和7年11月1日以降のもの ・支店等に入札・契約の権限を委任される場合は、支店等が所在する市町村の証明書 ・滞納のない旨の証明書がない市町村の場合は、直近1年分の法人市民税(東京都23区の場合は、法人都民税)の納税証明書を提出
③納税証明書(消費税及び地方消費税)	○	・未納の税額がないことの証明(その3、その3の2、その3の3のいずれか) ・発行日が令和7年11月1日以降のもの ・税務署窓口又はオンライン請求で発行可
④登記事項証明書	▲	【提出対象者】法人 ・履歴事項全部証明書、現在事項全部証明書のいずれか ・発行日が令和7年11月1日以降のもの
⑤身分証明書	▲	【提出対象者】個人事業主 ・本籍地の市町村長発行のもの

		・日本国籍の場合は身分証明書、外国籍の場合は住民票（マイナンバーの記載なし） ・発行日が令和7年11月1日以降のもの ・免許証、保険証等は不可
⑥委任状【市様式】	▲	【提出対象者】支社・支店等に入札契約等に関する権限を委任する場合 ・受任者は支社・支店等の代表者としてすること ・委任者・受任者双方が押印したものを提出すること ・市のホームページからダウンロードした市様式に内容を記入、押印
⑦誓約書【市様式】	○	・暴力団員等及び暴力団密接関係者の排除に関して誓約書を提出すること。 ・市のホームページからダウンロードした市様式に内容を記入、押印 ・委任の有無にかかわらず、代表者名で作成すること。

(2) 提出先、提出方法、提出期限

ア 提出先 〒625-8555 舞鶴市字北吸1044番地
舞鶴市教育振興部学校教育課（市役所本庁 別館4階）

イ 提出方法 配達記録が残る郵送等

ウ 提出期限 令和8年8月7日（金）（午後5時まで）

(3) 提出書類への問い合わせ等

提出された書類について確認を行い、不明な部分がある場合は、問い合わせします。

問い合わせに対する回答は、提出書類を補足するものとします。

(4) 競争入札参加資格の確認結果の通知

競争入札参加資格の確認結果は、令和8年8月17日（月）、郵送及び電子メールにより通知します。

(5) 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

ア 競争参加資格がないと認められた者は、当該通知の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に書面により、市長に対して競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができます。

イ アの書面は舞鶴市教育振興部学校教育課に提出するものとします。

ウ 説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に書面により回答します。

8 入札書の提出

(1) 前項7.エにおいて競争入札参加資格が「有」との通知を受けた者は、次の書類を下記

(2) のとおり提出してください。

①入札書（別紙4）※

②競争入札参加資格があることを確認した旨の通知書又はその写し

(2) 入札書の提出方法

ア 上記（1）の入札書類を、一般書留郵便、簡易書留郵便又は特定記録郵便のいずれかの方法により、下記キに記す日を配達日指定として郵送してください。

- イ 入札書類は二重封筒とし、表封筒及び中封筒に次の事項を記載し、封緘等の処理をしてください。
- ・開札日
 - ・入札案件名
 - ・商号（名称）
 - ・入札書が在中している旨
- ウ 入札書は、配達指定日必着です。期日に届かない場合は、入札を辞退したものとみなしますので、ゆとりをもって手続きしてください。
- 配達日指定郵便は3日前まで（地域によってはそれ以上）に手続きが必要です。
- エ 郵送にかかる費用は入札参加者の負担となります。
- オ 入札を辞退する場合は、入札執行時までに入札辞退届を郵送（この場合方法は問いません。）により提出してください。
- カ 入札書類の送り先
- 〒625-8555
舞鶴市字北吸 1044 番地
舞鶴市総務部契約検査室契約課
- キ 配達指定日
- 令和8年8月26日（水） 必着**

9 入札（開札）執行の日時及び場所等

- (1) 開札日時 令和8年8月27日（木）午前9時から開始
- (2) 開札場所 舞鶴市字北吸1044番地
舞鶴市役所 別館4階 411会議室
- (3) 立 会 郵便入札のため立会は不要ですが、入札参加者1者につき1名開札に立ち会うことができます。

10 落札者の決定方法

舞鶴市契約規則第15条の規定により作成された予定価格（非公表）の以上で、かつ最高の価格をもって申し込みをした者を落札者とします。

11 入札に関する注意事項

- (1) 入札書記載金額
- 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (2) 入札の中止
- 入札者が1人に満たない場合は入札を中止します。
- (3) 再度入札
- 開札の結果、予定価格の範囲内の応札者がいない場合は、無効となった者を除き1回まで再度入札を行います。この場合、入札書の配達指定日をお知らせします。
- (4) 落札者の決定
- 舞鶴市契約規則第15条の規定により作成された予定価格（非公表）以上で最高の価格を

もって申し込みをした者を落札者とします。

(5) くじ引きを行う場合

落札者となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

くじ引きは、入札担当職員と立会人（当該入札事務に関係のない職員）が次の手順で行います。

- ① 入札担当職員がくじ引き用紙にくじに参加する者の数と同数の直線を記入し、そのうちの1に「落札」の表示（○印）をする。
- ② 立会人のうちの1名が、①のくじの直線のそれぞれに1から順に任意に番号を付す。（このとき、当該立会人には、「落札」の表示が分からないようにして行います。）
- ③ 立会人のうち②の処理を行った者以外の者1名が、くじ引きに係る入札書に1から順に任意に番号を付す。（このとき、当該立会人には、入札者の名称等がわからないようにして行います。）
- ④ 入札担当職員は、①と②で作成されたくじの番号と③で入札書に付された番号とを突合する。くじで「落札」の表示がされた直線に付された番号と同じ番号を付した入札書を提出した者が落札者となる。
- ⑤ 入札担当職員及び立会人の全員が、くじの結果を確認し、その証として当該くじ引き用紙に各自署名する。

(6) 入札保証金

免除します。

(7) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- ア 本入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- イ 入札者の記名押印のない入札
- ウ 同一入札について同一の入札者によりなされた2以上の入札
- エ 金額その他重要な部分の誤脱のある若しくは不明な入札又は金額を訂正した入札
- オ 入札に関し連合等の不正行為をした者の入札
- カ 1通の封筒に複数の入札書を入れたもの
- キ その他あらかじめ指定した事項に違反したもの

(8) 落札の取消

- ア 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。
- イ 落札者が、落札決定から契約締結日までの期間に、本市の入札参加停止又は入札参加等除外措置を受けた場合若しくは上記2.(5)の申立てに該当することとなった場合は、当該落札を取り消すものとする。

12 契約に関する事項

(1) 契約締結予定日

落札者は、落札の通知を受けた日から7日以内（土・日・祝は除く）に契約を締結しなければなりません。ただし、やむを得ない事由により、その期限の延長を願い出て承認を受けたときは、この限りではありません。

(2) 契約書の作成

別紙契約書案により契約書を作成するものとします。

(3) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければ

ばなりません。ただし、銀行その他契約担当者が确实と認める金融機関の保証又は履行保証保険をもって契約保証金の納付に代えることができ、舞鶴市契約規則第33条に該当する場合は契約保証金を免除します。

(4) 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収します。舞鶴市契約に関する暴力団等排除措置要綱（平成24年告示第171号）に基づく入札参加等除外措置により当該落札を取り消す場合も同様とします。

(5) 入札参加申請時の提出書類と追加業務の関係

入札参加申請時の提出書類の内容は、本業務の契約時の仕様書の一部として扱うものとします。ただし、市の提示した仕様書や関係法令等に適合しない場合には、市と受託者との協議により契約段階において内容を追加、変更又は削除を行うことができるものとします。

(6) 入札参加申請時の提出書類の内容の履行の確保

入札参加申請時の提出書類の内容が不履行となった場合は、発注者と受注者との間で責任の所在について協議します。この場合において、受注者の責任により履行がなされなかったときは、当該事項の履行が可能であると認められるものにあつては当該事項を履行し、当該事項の履行が困難又は合理的でないと認められるものにあつては、契約金額の減額、損害賠償の請求等を行う場合があります。

13 公正な競争の確保

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為は禁止します。
- (2) 参加者は、競争を制限する目的で他の参加者と内容についていかなる相談も行つてはいけません。
- (3) 参加者は、落札者の決定前に他の参加者に対して入札に係る事項等を意図的に開示することを禁じます。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめる場合があります。

14 物件の引き渡し及び期限等

- (1) 物件の引き渡しは、市職員立ち会いのもと行います。なお、物件の搬出は落札者の責任により行い、搬出に伴い費用は落札者が負担するものとします。
- (2) 物件の引き渡しの期限は、代金の納付があつた日から10日以内（土・日・祝は除く）とします。ただし、やむを得ない事由により、その期限の延長を願い出て承認を受けたときは、この限りではありません。
- (3) 物件の引き渡しは、現状渡しとし、引き渡し後の不調や故障についての補償は一切行わないものとします。

15 その他

- (1) 提出書類の内容に含まれる特許権など法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとします。
- (2) 本件の書類提出に要する費用は、参加者の負担となります。

(3) 入札結果は、次の項目について、舞鶴市市政情報コーナー及び舞鶴市ホームページに掲載し公表します。

ア 入札者名

イ 入札価格

ウ 落札者名

16 問い合わせ

業務内容等の不明な点については舞鶴市教育振興部学校教育課（電話0773-66-1072）、入札に関することについては舞鶴市総務部契約検査室契約課（電話0773-66-1065）に照会してください。